法曹人口の在り方に基づく法科大学院の定員規模について

平成27年11月24日 中央教育審議会大学分科会 法科大学院特別委員会

- 1. 法科大学院定員規模の設定に当たっては、本年6月の法曹養成制度改革推進会議決定(以下「推進会議決定」という。)を踏まえることが必要である。推進会議決定では、法曹人口や司法試験の累積合格率について、以下のとおり記載されている。
 - ・現行の法曹養成制度の下でこれまで直近でも1,800人程度の有為な人材が輩出されてきた現状を踏まえ、当面、これより規模が縮小するとしても、1,500人程度は輩出されるよう、必要な取組を進め、更にはこれにとどまることなく、関係者各々が最善を尽くし、社会の法的需要に応えるために、今後もより多くの質の高い法曹が輩出され、活躍する状況を目指すべきである。
 - ・各法科大学院において修了者のうち相当程度(地域配置や夜間開講による教育実績等に留意 しつつ、各年度の修了者に係る<u>司法試験の累積合格率が概ね7割以上</u>)<u>が司法試験に合格で</u> きるよう充実した教育が行われることを目指す。

(参考) 法科大学院の入学定員と入学者数

年 度	入学定員	入学者数	
H 2 6	3,809人	2, 272人	
H 2 7	3, 169人	2, 201人	
H28	2, 724人 (見込み)	-	

- 2. 累積合格率7割の達成を前提に、1,500人の合格者輩出のために必要な定員を試算すると、 以下のとおりとなる。
 - 法科大学院では厳格な進級判定や修了認定が実施されており、これまでの<u>累積修了率は</u> 85%であること。
 - <u>予備試験合格資格による司法試験合格者は、平成26年は163名</u>であるが、<u>うち103名</u> <u>は法科大学院に在籍したことがあると推測</u>されること。

上記2点を考慮した計算式:

 $(1.500 - 163) \div 0.7 \div 0.85 + 103 = 2.350$

○ さらに、<u>法科大学院を修了しても司法試験を受験しない者がこれまでの累積で6%存在</u>すること。

上記3点を考慮した計算式:

 $(1.500 - 163) \div 0.7 \div 0.85 \div 0.94 + 103 = 2.493$

3. ただし、1, 500人を前提に定員規模を設定することは、より多くの質の高い法曹の輩出を目指す推進会議決定の趣旨に必ずしも合致しない。また、過度な定員削減は教員数の減少による教育力低下を招く可能性があること等*1にも留意が必要である。

一方で、実際の入学者数^{*2}についても考慮することが必要であり、以上を踏まえると、<u>目指すべき定員規模としては、当面2,500人程度</u>とし、併せて、<u>適切な入学試験競争倍率の維持や教育の質向上のための取組によって累積合格率の向上</u>を図るとともに、<u>法科大学院志願者増を図る</u>こととすべきである。更に、推進会議決定の趣旨に鑑み、社会の法的需要に適合するよう、<u>今</u>後とも、適切に定員規模の設定を行っていくことが必要である。

- ※1) 現状では、累積合格率7割を達成している5校の法科大学院であっても、定員充足率94%(平成27年度)にとどまっており、必ずしも定員どおりの学生数を確保できていない。
- ※2) 実際の入学者は、上記の表にもあるとおり、平成27年度は2,201人。

「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」の見直しについて

平成27年11月24日中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会

1. 見直しの必要性

- 〇法科大学院の公的支援については、平成24年度からその在り方が見直され、平成27年度から「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」の形で実施されて おり、平成28年度までは同プログラムの実施が決定されている。
- 〇本年6月の法曹養成制度改革推進会議決定(以下「推進会議決定」)においては、
 - ・平成27年度から平成30年度までの期間を<u>法科大学院集中改革期間</u>と位置付け、 法科大学院の<u>抜本的な組織見直し及び教育の質の向上を図る</u>ことにより、<u>各法科大</u> 学院において修了者のうち相当程度(※)が司法試験に合格できるよう充実した教 育が行われることを目指す。
 - ※地域配置や夜間開講による教育実績等に留意しつつ、各年度の修了者に係る司法試験の累積合格率が概ね7割以上
 - ・文部科学省及び法務省が実施している公的支援の見直し強化策及び教員派遣見直し 方策は、法科大学院の組織見直しの進捗状況を踏まえつつ、<u>平成28年度以降にお</u> いても継続的に実施する。

等が決定された。

〇推進会議決定に掲げられた目標の達成を目指し、法科大学院集中改革期間における各 法科大学院の取組を一層促進するため、平成29年度以降の公的支援の在り方を見直 すことが適切である。

2. 見直しの方向性

(1) 基礎額の算定について

①司法試験の累積合格率について

・ 司法試験に概ね7割以上合格できるよう充実した教育を目指すインセンティブとなるよう、「累積合格率が全国平均以上」という現行基準に加え、それを超える累積合格率を達成した場合に一定の加点を行うことが適切である。

②法学未修者の司法試験合格率について

・ 法学未修者数が減少した結果、単年度の合格率の変動幅が大きくなっているという現状を踏まえ、「直近の合格率」ではなく、過去数年の実績を適切に評価することが適切である。

③競争倍率について

- ・ 本年3月の認証評価に関する文部科学省通知(以下「認証評価通知」)において、競争倍率が2倍を下回っている場合には、「競争的環境の下での入学者選抜が十分に機能しているとは言い難いなど、入学者の質の保証への影響が懸念される」とされているところ、平成27年度の競争倍率は1.87倍にとどまっている。
- ・ こうした現状を踏まえ、各法科大学院に入学者の質の保証を促すため、競争倍率を指標に導入することが適切である。その際、単に2倍を下回ったか否かのみではなく、より段階的な評価とすることが適切である。また、競争倍率と入学定員充足率は相反関係にあるが、競争倍率は入学者の質に直結しうることに鑑み、両者のウエイト付けにあたっては注意が必要である。
 - ※ 上記の措置に伴い、競争倍率による加算率の削減措置について適切な修正を加えることが必要。

④入学定員充足率について

- 競争倍率を指標として導入する場合、相反関係にある入学定員充足率の指標については、一定程度緩和することが適切である。
- 一方で、認証評価通知において、入学者数が10名を下回っている場合には、「教育組織として規模が小さくなりすぎているなど、法科大学院としてふさわしい教育環境の確保への影響が懸念される」とされていることも踏まえ、複数年にわたり連続して10名を下回るような場合は、扱いを異にすることが適切である。

⑤その他

・ 「法学系以外の課程出身者の直近の入学者数・割合、又は社会人の入学者数・割合」 及び「地域配置の状況、又は夜間開講の状況」については、重要な指標であることか ら、継続することが適切である。

(2) 加算額の算定について

法科大学院志願者の減、教員の確保難、司法試験合格状況についての法科大学院間 のばらつきの拡大等に対応するため、法科大学院間の連携・連合の一層の促進が求め られる。そのため、連携・連合の取組に対する加算率を、通常の取組より大きくすることが適切である。特に、高い教育力を有する法科大学院が全国的に一定のバランスで配置されるよう、都市部の高い教育力を有する法科大学院と地方の法科大学院による連携・連合の取組については、更に加算率を大きくすることが適切である。なお、加算に際しては、一般的な単位交換にとどまらない高い教育効果が期待される取組であることが必要である。

「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」の見直しについて

平成27年12月11日 文部科学省高等教育局

1. 趣旨

- 本年6月に、政府の法曹養成制度改革推進会議で決定された「法曹養成制度改革の更なる推進について」(以下「推進会議決定」という。)では、平成27年度から平成30年度までの期間を法科大学院集中改革期間と位置付け、
 - ・法科大学院の抜本的な組織見直し及び教育の質の向上を図ることにより、各法科大学 院において修了者のうち相当程度(※)が司法試験に合格できるよう充実した教育が 行われることを目指す。
 - ※ 地域配置や夜間開講による教育実績等に留意しつつ、各年度の修了者に係る司法試験の累積 合格率が概ね7割以上
 - ・文部科学省及び法務省が実施している公的支援の見直し強化策及び教員派遣見直し方策は、法科大学院の組織見直しの進捗状況を踏まえつつ、平成28年度以降においても継続的に実施する。

こととされている。

- また、推進会議決定においては、法曹人口について、当面1,500人程度は司法試験合格者が輩出されるよう必要な取組を進め、更にはこれにとどまることなく、関係者が最善を尽くし、より多くの質の高い法曹が輩出され、活躍する状況を目指すべきとされた。今般、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会(以下「法科大学院特別委員会」という。)において、本決定を踏まえ、1,500人の合格者輩出のために必要な定員数の試算や、過度な定員削減による教育力低下の可能性、実際の入学者数等を考慮し、目指すべき法科大学院の定員規模としては当面2,500人程度とし、併せて、適切な入学者選抜の競争倍率の維持や教育の質向上のための取組によって累積合格率の向上を図るとともに、法科大学院志願者増を図ることとすべきである旨の提言(別添1参照)がまとめられた。
- これらを受け、文部科学省として、法科大学院集中改革期間における各法科大学院の取組を一層促進するため、法科大学院特別委員会の提言(別添2参照)を踏まえ、「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」について見直しを行うこととする。

2. 見直しのポイント

「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」を、以下のとおり変更する。(変更後の具体的な指標、点数等については、別紙参照)

(1) 基礎額の設定方法について

- 司法試験に概ね7割以上合格できるよう充実した教育を目指すインセンティブとなるよう、司法試験の累積合格率について、「全国平均以上」という現行基準に加え、60%、70%を超えた法科大学院に対してはそれぞれ更なる加点を行う。
- 法学未修者数が減少した結果、単年度の合格率の変動幅が大きくなっている現状を踏まえ、法学未修者の司法試験合格率について、「直近の合格率」のみによる評価から、過去3年の単年度合格率を考慮した評価へ改める。
- 入学者選抜の競争倍率が2倍を下回っている場合には、入学者の質の保証への影響が 懸念されるところ、平成27年度の入学者選抜の競争倍率が法科大学院全体として 1.87倍にとどまっていることから、各法科大学院に入学者の質の保証を促すため、 入学者選抜における競争倍率を指標として追加する。その際、単に2倍を下回ったか 否かではなく、3段階の評価とするとともに、その重要性に鑑み、入学定員充足率に よる点数よりも点数幅を大きくする。
- 入学者選抜における競争倍率を指標に追加することに伴い、入学者選抜の競争倍率と相反関係にある可能性のある入学定員充足率の指標については、一定程度緩和する。一方で、入学者数が10名未満となった場合については、教育組織として規模が小さくなり過ぎているなど、法科大学院としてふさわしい教育環境の確保への影響が懸念されることから、3年連続で10名未満となった場合は加点の対象としない。

(2) 加算の考え方について

- 法科大学院志願者の減、教員の確保難、司法試験の合格状況についての法科大学院間のばらつきの拡大等に対応するため、法科大学院間の連携・連合の取組の一層の促進が求められることから、法科大学院間の連携・連合の取組に対する加算率を、通常の取組より増加させる。特に、高い教育力を有する法科大学院が全国的に一定のバランスで配置されるよう、都市部の高い教育力を有する法科大学院と地方の法科大学院による連携・連合の取組については更に加算率を大きくする。ただし、一般的な単位交換にとどまらない高い教育効果が期待される取組であることが必要である。
- 入学者選抜における競争倍率を基礎額設定の指標に追加することに伴い、同指標を用いて行われていた加算率の削減措置については、各法科大学院に入学者の質の保証を 促すという趣旨を損なわない範囲で緩和する。

3. 実施時期

平成29年度予算から実施することを予定。平成29年度予算に関するスケジュールはおおむね以下のとおり。

~平成28年9月末 司法試験の結果を踏まえ、類型ごとに設定された加算条件

に該当する取組を実施しようとする法科大学院は、当該取

組の提案を申請

平成28年10月~11月中旬 審査委員会における審査

~平成28年12月 国立大学について、国立大学法人運営費交付金の予算編成

過程において公的支援の額が決定

~平成30年3月 私立大学について、私立大学等経常費補助金の補助金交付

過程において公的支援の額が決定

- 1. 法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムの対象となる公的支援
 - 国立大学は、国立大学法人運営費交付金のうち法科大学院に係る教員経費相当額*、私立大学は、私立大学等経常費補助金の特別補助/法科大学院支援における専任教員に係る補助額とする。
 - 「2. 基礎額の設定方法」及び「3. 加算の考え方」に基づき、基礎額及び加算額を 算出した上で両者の合計が見直し対象の公的支援の額の範囲内となるよう調整を行う こととするが、最終的な額の決定は、予算の範囲内で行うこととする。
 - * 教員経費相当額は、専門職大学院設置基準上の必置専任教員数に対して一人当たりの教員給与 を乗じて得られた金額を基本とする。
- 2. 基礎額の設定方法 (※別表1、2参照)
 - 以下に掲げる5指標に照らしてこれまでの取組や成果等を評価し、その状況に応じて配点された点数の合計に応じて、3つの類型に分類する。
 - 司法試験の累積合格率(累積合格者数/累積受験者数)
 - 法学未修者の過去3年の司法試験合格率(法学未修者の合格者数/法学未修者の全 受験者数)
 - 直近の入学者選抜における競争倍率(受験者数/合格者数)
 - 直近の入学定員の充足率*(実入学者数/入学定員)
 - ・ 法学系以外の課程出身者の直近の入学者数・割合(法学系以外の課程出身者の入学 者数/全入学者数)又は社会人の直近の入学者数・割合(社会人の入学者数/全入 学者数)
 - * 直近の入学定員の充足率の指標については、以下の特例を設けるものとする。
 - 原則、前年度の入学定員の充足率に基づき判定することとするが、過去3年にわたって連続して入学者数が10名未満である場合には、当該指標による加点は行わない。
 - 入学定員充足率を算出する場合は、各年6月末までに、次年度の入学定員の見直しを行い、 文部科学省に報告した場合に限り次年度の入学定員の数値を用いることができる。
 - ただし、見直しを行った結果、次年度の入学定員が15人未満となる場合は、適正な規模の教育環境を維持する観点から、入学定員の見直しを行ったものとはみなさない。
 - 上記の分類を行った際、第3類型に該当した法科大学院については、地域性や夜間開講の取組に配慮する観点から、以下に掲げる指標を加えた6指標の合計点数に基づき、 類型を見直す。
 - 地域配置の状況(同一都道府県内の校数)又は夜間開講の状況(夜間開講の実施の 有無)

3. 加算の考え方 (※別表3参照)

- 推進会議決定を踏まえ、法学未修者教育の充実など教育の質の向上、早期卒業制度等を 活用した在学期間の短縮、ICTを活用した法科大学院教育の実施など、法科大学院が 実施する先導的な取組の促進を図ることとする。
- 具体的には、各法科大学院が上記類型ごとに設定された加算条件に該当する取組を実施 しようとする場合、当該取組について提案を文部科学省に対し行うことができることと する。
- 文部科学省では、各法科大学院から提案された取組について優れた先導的な取組として 評価できるものかどうかを判定するため、法科大学院公的支援見直し加算プログラム等 審査委員会(以下「審査委員会」という。)において、専門的な調査・審議を行うこと とする。
- この審議結果を踏まえ、文部科学省において、優れた先導的な取組と評価されたものに 応じて加算率を算出することとする。なおその際、前年度の入学者選抜における競争倍 率(受験者数/合格者数)が2倍未満の場合は一定程度加算率を減ずることとする。(具 体的な倍率と削減率については本年度中に提示予定。)
- また、法科大学院間の連携・連合の取組に対する加算率を、通常の取組より増加するとともに、高い教育力を有する法科大学院を全国的に配置していくため、都市部の法科大学院と地方の法科大学院の連携・連合に関する取組については、更に加算率を大きくすることとする。ただし、一般的な単位交換にとどまらない、高い教育効果が期待される取組であることが必要である。(具体的な加算率等については本年度中に提示予定。)
- 最終的には、基礎額の設定時に減額された額の合計(国立大学法人運営費交付金と私学大学等経常費補助金で別々に算出する)の範囲内で、加算額の合計が収まるよう一律の割合を乗じて加算額を調整することとする。
- なお、上記の審査に際して必要となる事項については、審査委員会において検討することとする。

【別表1】 指標と点数の関係

指標 The state of the state of t				
1	司法試験の合格率	累積合格率※1が全国平均以上	12 点	
		(累積合格率が 70%以上 +6 点)		
		(累積合格率が 60%以上 +4 点)		
		累積合格率が全国平均未満の場合		
		・下記以外	6点	
		・「合格率が全国平均の半分未満」が3年連続した場合	0 点	
	法学未修者の司法試験の合格率	「合格率が全国平均以上」が直近3年間のうち2回以上	8点	
		「合格率が全国平均以上」が直近3年間のうち2回未満		
2		・下記以外		
		・「合格率が全国平均の半分未満」が3年連続した場合	0 点	
	入学者選抜における競争倍率	2.0 倍以上	8点	
3		1.5 倍以上かつ 2.0 倍未満	0 点	
		1.5 倍未満	-4 点	
	入学定員の充足率 ^{※2}	直近の入学定員の充足率が 70%以上	8点	
		直近の入学定員の充足率が70%未満の場合		
4		・下記以外	4点	
		・直近3年連続して50%未満の場合	0 点	
		上記に関わらず、3年連続して入学者が10名未満である場合	0 点	
	法学系以外の課程出身者の入学	直近の入学者数が 10 人以上かつ割合が全国平均以上	4点	
(者数・割合	上記以外	0点	
5	又は· 社会人の入学者数・割合	直近の入学者数が 10 人以上かつ割合が全国平均以上	4点	
		上記以外	0 点	
	2% PPI CTE-4.1.41	同一都道府県内に2校以下	4点	
	地域配置 ^{※3}	同一都道府県内に3校以上	0 点	
6		実施	4点	
	夜間開講※4	実施せず	0 点	

- ※1 各法科大学院の全修了者の受験者実数に対する司法試験の合格者数の割合。
- ※2 入学定員見直し後の数値を用いて算出。ただし、見直し後の入学定員が15人未満である場合、入学定員の見直しを行った ものとみなさない。
- ※3 本施策の適用年度に学生募集を行う法科大学院数をカウントする。
- ※4 本施策の適用年度の開講予定に基づくものとする。

【別表2】 点数と類型の関係

点数	類型
33 ~ 46 点	第 1
27 ~ 32 点	第 2A
20 ~ 26 点	第 2B
13 ~ 19点	第 2C
-4 ~ 12 点	第 3

別表3 類型と基礎額・加算対象となる取組例と加算率について

<u>1. 基礎額</u>

第1類型	第2類型		笙 2 粔 凧	
カ1 規主	A	В	С	カリ級主
90%	80%	70%	60%	0%

2. 加算対象となる取組例

(1) 第1類型

取組例

- ・質の確保を前提とした早期卒業・飛び入学制度の活用、法学未修者教育充実のための教育課程の抜本的な見直し、理論と実務に精通した教員養成コースの創設、LL.M取得等を目的とした海外LS留学促進など、より魅力ある法科大学院教育を目指した先導的な教育システムの構築
- ・第2・3類型該当校との連携・連合を通じた支援プログラム

(2) 第2類型

取組例

- ・教育課程や教育方法の抜本的見直しなど、各法科大学院の課題を解決するための先導的な教育システムの構築
- ・第1~3類型該当校との連携、連合

(3) 第1・2類型共通

取組例

- 質の高いエクスターンシップ先の開拓、最新の法的課題に対応した継続教育など、これまで十分に対応できていなかった分野に人材を輩出するための先導的な教育プログラムの開発
- ・ICT を活用した教育連携・教材開発などによる社会人や地方在住者への教育機会の充実
- ・学部等との連携による、多様なバックグラウンドを有する志願者確保のための取組
- ・企業や自治体等と組織的に連携した就職支援の取組

(4) 第3類型

取組例

第1・2類型該当校との連合

※取組例はあくまで例示であり他の取組を申請することも可能、具体的には審査委員会で審査して判定。

3. 加算率

取組ごとの加算率は+5%~+20%とする。ただし、連携・連合の場合は+10%~+70%とする。

- ※連携の取組の加算率は、通常の取組の加算率より高く設定。連合の取組は連携の取組より加算率を高く設定。
- ※特に都市部の第1類型該当校と地方の法科大学院との連携・連合の取組に対する加算率は更に高く設定。
- ※加算額については、基礎額の設定時に減額された額の合計の範囲内で対応。
- ※審査結果に基づく加算が行われた大学のうち、競争倍率1.9倍未満の大学については以下により算定した数値に減額する。
- (1.9倍未満~1.5倍以上で加算率の×0.9、1.5倍未満で加算率の×0.5)